

## 論 説

# 要件事実教育の二、三の問題

河 野 信 夫

- 第1 はじめに
- 第2 基本的な考え方（初学者への導入方法）
- 第3 事案の評価の限界と素材となる事実の範囲
- 第4 もと所有
- 第5 否認と抗弁
- 第6 再抗弁か予備的請求原因か
- 第7 結語

### 第1 はじめに

1 初学者に対する要件事実（Ultimate Facts）の教育方法について論ずることは、実体法規の精緻な要件事実に関する研究と同程度に重要であると考えられる。この分野では、そのような研究内容も、少数精鋭ではなく、できるだけ多数の者に理解され、利用されてこそ意味があると考えられるからであり、そのためには理解しやすい方法を研究する必要がある。教える側で初学者の誤りやすい箇所を知ると知らないのでは、教育の効率に違いが生じる。もっとも、これまで発刊された司法研修所の各種研修教材にもその教育方法に関する考え方が窺われ、また学者のこの点に関する研究

結果も公表されている<sup>(注1)</sup>。したがって、本稿は吟味不足で屋上屋を重ねる感なきにしもあらずであるが、これまでの院生との対話などを通じて感じた2,3の問題点について私なりの考えの一端を述べ、ご批判を仰ぎたいと思う。あえて私が本稿をおこした動機は、院生の中に、要件事実の理論を早期に的確に理解する者がいる一方で、これに拒否反応ではないが基本的なところで誤解している者がいて驚いたことである。このような事態は何としても回避すべきであり、何が原因かを探る必要がある。

2 さて、周知のとおり、要件事実論で用いられる言葉は、法律家、とりわけ法律実務家にとっての共通言語ともいうべきものであって、これを抜きにしては、法廷その他の場において法律実務家として十分な訴訟活動をするには困難であるといっても過言でない。その理由は、民事訴訟手続の弁論過程において、訴訟代理人は要件事実の理解なくしては的確な主張立証活動ができず、裁判官にとっても十分な訴訟指揮や判決書の作成もできないからである。

弁論活動や訴訟指揮に関していえば、要件事実論は、あたかも車両や歩行者に対する公道における交通標識のようなもので、当事者双方から提出される様々な主張・立証、各種の訴訟行為に対して、ゴー・ストップを明確にし、これを手際よく整理して、行き交う人や車に相当する当事者双方の主張・立証の流れの滞りを防ぐ道具、そのような機能をもつものであると考える。そして、交通標識、交通信号などがその効用を発揮するためには、ここが重要なことであるが、分かりやすく(平易性の原則)、しかも利用者のすべてが、その標識、信号などの意味内容について事前に共通の理解をもっていること(共通性の原則)がどうしても必要である。要件事実論の教科が法科大学院の必須科目となり、法曹を目指す院生らに対しかくも多くの時間を割いて教えられ、一方で学者、実務家が日々その研究に力を注いでいるゆえんは、まさにこの点にあるといえよう。

---

(注1) 伊藤滋夫編著「要件事実講義」平成20年2月(有斐閣)など。

3 ここで、要件事実の意義に関し、法科大学院要件事実教育研究所長の伊藤滋夫教授は、「裁判において、ある法律効果が発生したり、消滅したりしていると判断するために、その直接の根拠となる法律の要件に該当する具体的事実をいい、要件事実論とは、こうした要件事実というものが法律的にどのような性質のものであるかを、明確に理解してこれを意識した上で、その上に立って民法の内容・規範的構造や民事訴訟の審理・判断の構造を考える理論である。」と説かれる（前掲伊藤滋夫編著「要件事実講義」3頁）。要件事実および要件事実論に関し、私もこれと同一の理解の下に以下考察することにする。

以上の次第で、ここでは個々の法規の要件事実に関する考察ではなく、教育方法に限定して論ずることにする。

## 第2 基本的な考え方（初学者への導入方法）

1 要件事実に関し、基本的な事項でありながら、初学者にとって理解しにくい点や誤りやすい点はいくつかあるが、本稿では、事案の評価と素材となる事実の範囲、もと所有（権利自白との関連で）、否認と抗弁、それと再抗弁か予備的請求原因か、について考えたいと思う。

2 要件事実教育では、「はじめに事実ありき」または「はじめに事件ありき」で進めるのがよいように思われる。院生らには、最初から具体的な法的事実関係の海原に浮かんでももらいたいと思う。その中から試行錯誤的に要件事実の整理のうえで、入用なもの不用なものを選び分け能力を会得してもらうのである（事件先行方式）。

3 本稿では、参考のため、1つの事案を末尾に別紙資料として掲げた。この事案の事件名は、登記請求事件と題し、甲土地の登記手続請求に関するものである。訴訟物は、所有権に基づく妨害排除請求権としての抹消登記手続請求権に代わる所有権移転登記請求権である。かつて私が院生に課題したものを大幅に改めたものである。X・Yの各言い分1ないし3

と、7個の設問からなり、瀬戸口壯夫「不動産物権変動と対抗要件」・伊藤滋夫ほか編著ケースブック要件事実・事実認定(第2版)94頁の事例を一部参考にしている。

4 前述のとおり、私はまず事実関係の大海の中から、申立てと主張事実を探し出す作業をすることをすすめている。そして、まず本訴の原告Xなる者が一体被告Yに対し、ごく裸のなまの生活利益として、何を求め、Yがどういう行動することを要求しているかを探るようにさせている。そのなまの生活利益が訴訟物の中核をなし、与えられた事例の中に必ず一つは存在する(Xの最初の言い分欄の末尾に多い)こと、その生活利益が実体法に根拠づけられ、法的に評価されたものが訴訟物(請求権)であることを理解させている。本件では、XがYから、甲土地の所有権移転登記手続を経由してXの土地所有権の対抗要件を具備し(民177)、A・X間の売買(民555)を完結させるべく、Yに対し、Xと共同して移転登記手続の意思表示をすること(不動産登記法60。なお、民事執行法174参照)を求めることが、Xの求める生活利益であり、上記各法条に根拠づけられた登記請求権が本件の訴訟物であることを、院生との対話を通じて教えるのである。

5 ところで、XがYに対し請求権(権利)を有するといっても、権利自体は人の目に見えるものではなく、観念的な存在であることはいうまでもない。したがって、相手方が争う限り、自分は権利者であるといくら連呼しても、それを直ちに裁判所に認めてもらうわけにはいかない。裁判所に認めてもらうためには、Xは、それが存在するに至る根拠事実を主張し立証しなければならない。ここで、私は、権利は屋外に吹く風のようなもので、室内からガラス窓を通して外を見た場合、吹く風は存在すれども目に見えないものであると述べた後、生徒らの目を外に向けさせ、教室から窓外に見える街路樹の、葉の繁った小枝の揺れるのを指さしながら、「風そのものは見えないけれども、小枝の揺れているのが見える。これによ

て風の存在が認識されるであろう。」という。不可視的な風（請求権）の存在を根拠づけるため、Xは判断者に対し可視的な小枝の揺れ動く様を示す必要があるということである。この可視的事実が請求原因である。比喻として十分でないかもしれないが、風（請求権）は、枝葉のそよぎ（請求原因）の主張立証によって裁判所に認識させることができるというのである。これまで大方の理解は得られたと思われる。もっとも、授業中に運良く風が吹いてくれると有り難いのであるが。

6 周知のとおり、民事訴訟法および同規則も、このような申立てや主張の方法について重要な規定を設けている。また、判決書の内容についても規定がある。

例えば、訴状の必要的記載事項として民訴法133条2項はその第2号で「請求の趣旨及び原因」を記載することを求め、これをうけて民訴規則53条1項は「訴状には、請求の趣旨及び請求の原因（請求を特定するのに必要な事実をいう。）を記載するほか、請求を理由づける事実を具体的に記載し、…」と規定している。また、答弁書、準備書面の記載事項に関しては、民訴法161条2項が「1 攻撃又は防御の方法、2 相手方の請求及び攻撃又は防御の方法に対する陳述」の各事項の記載を要求し、これとの関連で民訴規則79条2項は「準備書面に事実についての主張を記載する場合には、できる限り、請求を理由づける事実、抗弁事実又は再抗弁事実についての主張とこれらに関連する事実についての主張とを区別して記載しなければならない。」旨、また同3項は「準備書面において相手方の主張する事実を否認する場合には、その理由を記載しなければならない。」旨それぞれ重要な規定を設けている。これらの規定は、実務の実際において、要件事実の記載場所とその方法を具体的に指示する基本規定といえよう。院生にはこれらの条文の一字一句を吟味して覚えるよう指導している。

7 私は、申立てや主張の整理の学習では、判決書を作成する裁判官の

立場に立って、裁判官の目から見た整理をするのが一番勉強になると考えている。もっとも、その判決書は、「事実」欄の記載を事案の概要等で足りるとする新様式判決ではなく、請求原因、抗弁、再抗弁と順次主張を整理する旧様式判決を前提している。要件事実の整理と認否の明確化により、争点を浮き彫りにし、審理の充実と的確な判決が導かれるのである。その場合には、弁論主義に関する民事訴訟の大原則が指針となり、一つの規制ともなる。民訴法246条は、訴訟物に関するものであるが、判決事項につき「裁判所は、当事者が申し立てない事項について、判決することができない。」と定め、民訴法253条1項2号は「判決書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。2 事実」と定めていることも、上記事項と関連づけて説明している。

裁判官でなく、専ら当事者の立場に立って事実整理をすると、ややもすると与えられた事実、当該当事者に有利な何か別の事実を加えかねず、杞憂かもしれないが、いきおい整理がしやすいように変容されかねない。それでは、あまり勉強にならない。それよりも判決書を作成する厳しい裁判官の立場で弁論主義の制約のもとで事実整理の方が学習効果が上がると考えるのである。

ところで、私は、ある日、法律を学んだことのない若者Bに実験的に末尾の別紙資料の登記請求事件のケースを読んでもらい、いくつかの質問を試みたことがある。まず、この事件のXの言い分1と、Yの言い分1だけを読んでもらい、本件Xの請求権（訴訟物）と請求の趣旨とを説明した後、「Xの請求権を根拠づける事実として、Xは最小限度、何を主張立証しなければならないか」を問うた。Bの答えは「Xの言い分1の記載の全部である。」というのである。このすべてが、一つのストーリーとしてXの請求を根拠づけるのに必要不可欠な事実であると思われるという。そこで私はBに対し「もしそうだとすると、Xは、YのAに対する詐欺の事実や、自分の関与しないAとY間の甲土地売買の事実まで主張立証し

ないと、Xの請求は認められないことになるが、それでもいいのだろうか。上記の事実が全部請求原因の要件事実となると、Xがそのうちの一つでも立証に失敗すれば敗訴の憂き目にあうというのは（要件事実欠落効果）、Xにあまりにも酷で負担が重く、逆にYの負担を不当に軽くするもので、不公平ではないか。」と問うと、Bは、しばらく考えて、それもそうですねといつつ、問題点に気づくのである。Bのいうとおりとすると、あまりにも公平に反することをここで理解させるのである。実は、ここで主張立証責任の分配の問題に必然的に突入するわけであるが、要件事実の内容と主張立証の分配の理論は不即不離の関係にある。その基準については色々と説かれているけれども、実体法規の文言、すなわち、本文と但書、原則と例外、存在（有ること、有ったこと）と不存在（無いこと、無かったこと）、善意（知らなかったこと）と悪意（知っていたこと）や当事者間の公平などが検討対象となることは明らかである。とりわけ、ある事実の立証の難易を基準の一つに数えるときは、要件事実論がすぐれて民事訴訟法の分野に属することが理解されよう。これらの説明を聞いて、B君はようやく請求原因とそれ以外の事実の何たるかを知るに至るのである。

### 第3 事案の評価の限界と素材となる事実の範囲

1 院生の抱える問題の第1は、与えられた事案のどの範囲内で主張を整理したらよいか、その限界である。材料は全部提供されているのであるから、これはさほど問題にならないものようであるが、法律知識の比較的豊富な勉強家の院生が抱く疑問の一つである。いろいろ日常生活事実に直面すると、その事実に対する法的評価や法律構成は一つにとどまらず、いくつかの評価や構成が可能な場面に遭遇する。仮に、ある攻撃防御方法Pの発生根拠となる要件事実としてa、b、cの3要素があるとす。しかし、与えられた事例の中には、a、bはあるが、cが見当た

らない。このcさえあれば、自分が見つけた攻撃防御方法Pが根拠づけられるとする。この場合に院生のとる措置としては、次の二つが考えられる。一つはcがないのでPの構成は無理であるとしてきっぱり断念するもの、いま一つは、折角見つけたPであるから、これを構成しない手はないとして、自ら勝手にcを付け加えてPの構成をしレポートなどを提出するものである。後者の方法を選択した院生は、教師から「cは当事者から主張されていないから、書き過ぎである。」とお叱りをこうむるのであるが、これがいささか不満のようである。

2 この場合、一般的抽象的に指導するとすれば、前述のとおり、同一事案でも、裁判官の立場から見た主張整理と、弁護士など訴訟代理人が直接当事者本人から事情を聞きつつ主張整理を試みるのとは若干対応が異なってくるように思われる。前述のとおり、民訴法246条は訴訟物に関するものであるが「裁判所は、当事者が申し立てしていない事項について、判決することができない。」と定め、民訴法253条1項2号は「判決書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。2 事実」と規定しているわけであるが、旧様式判決の事実整理における「事実」は、まさに厳格な弁論主義の原則に基づき、訴訟資料として当事者から提出されていない事実cを加えることは許されないのである（主張責任のある当事者によって主張されていない事実について判断した違法があるとして破棄差戻した例として最判昭35.2.2民集14巻1号36頁参照）。

繰り返しになるが、初学者には裁判官の立場から見た事実整理をさせ、与えられた事実関係に厳しく限定させることが必要であると考えている。あるいは法律相談やエクスターンシップなどの影響があるのか定かではないが、訴訟代理人の立場から事案を詮索し、新事実、新構成を探ろうとして新たに事実を加えることは、課題者としては想定外のことで、事件をみだりに変容させかねずよくない。これでは事実整理の勉強になるところか、弊害があるともいえる。やはり、弁論主義の柵の中で、隠れた訴訟物や攻



撃防御方法を発見する能力を身につけるべく、トレーニングを積む必要がある。初学者は、軽率にか、または苦し紛れか、新事実を加えて自分好みの事件にしてしまうきらいがあるが許されない。万が一このように付け加えて記載された生徒のレポートに対し、教師は間違っても「よく考えました。」とか「よく気がつきました。」などと肯定的な評価を与えてはならない。後々までこの癖が後遺症的に残り、取り返しがつかなくなる。学習の初期段階では、裁判官の求釈明に当事者が答えてcなる事実主張に及んだ、などと扱って構成したレポートを容認してはならない。回答者にとっては、課題が易しくなるから、試みたい誘惑に駆られるかも知れないが、学習効果は激減する。

3 末尾別紙資料の登記請求事件から、考え過ぎというか、書き過ぎの具体例を挙げてみよう。

なお、この事件の訴訟物は既述のとおり登記請求権であり、また請求原因の要点は、①Aの甲土地「もと所有」、②A-X間の甲土地売買、③Y名義登記の存在であることも、前記のとおりである。

さて、Xの言い分1の第7項で、Xは次のようにいう。「甲土地をYに二重に売られたXは、Aを問い詰めたところ、Yにだまされて売ってしまったことを告白した。Aがいうには、YからA・X間の契約は無効であり、そのことはXも承知しているなどと嘘の事実を告げられ、軽率にもそれを信じて売ってしまった。その後のことは私には分からない、となんとも無責任な話しであった。」というのである。いささか平易な事例であるが、書き過ぎの者は、なんとAのYに対する甲土地売買の詐欺による取消しの主張を構成するのである。すなわち、①YのAに対する欺罔行為、②AのYに対する欺罔に基づく売買の意思表示、③AのYに対する上記売買の意思表示の取消しの意思表示を摘示する。しかし、この素材から明らかなおと、③のAのYに対する取消しの意思表示は主張されていない。回答者に言わせると、本件では詐欺に関するかなり具体的な事実

が提示されているし、このくらいは付け加えても許されると考えたというのである。これでは弁論主義のルール違反である。このような構成は加点事由どころか、減点事由になる。単なる無益的記載では済まされない。訴訟物や攻撃防御方法の数がいたずらに多ければよい、というものでないことを、肝に銘じてもらう必要がある。

#### 第4 「もと所有」について

1 上記第3の3において、Xの請求原因①で、さっそく「もと所有」が出現した<sup>(注2)</sup>。あまり聞きなれない言葉であるせいも、初学者は最初はとまどうようである。用法としても、そんなに遠い昔から使用していたものではないと記憶している。これは物権的請求権に関する事件では非常に重要な要件事実であり、あらゆるパターンで使いこなせるよう是非マスターしてほしい要件事実の一つである。本件登記請求事件の訴訟物がXの所有権に基づく妨害排除請求権としての登記請求権であり、Xが現に(事実審の口頭弁論終結時に)甲土地の所有権者であることは、X勝訴のための不可欠の要件事実であるが、Xが甲土地を「現に」所有していることをいくら連呼しても、Yが争う限り、不可視の権利(所有権)そのものの存在を主張立証し得たことにならないことは、前述した。これを根拠づける事実、例えば前主からの売買などの承継取得であり、前主のもと所有が争われれば、前々主のもと所有、および前々主から前主への権利移転の主張立証がどうしても必要になるわけで、際限がない。不動産でも土地所有権の承継取得であれば、理論的には明治初年の地券交付まで遡る。地券は、明治政府が明治5年の地租改正にあたり、地主および自作農の土地所有権を法的に確認した証書であり、これは可視的といってよい<sup>(注3)</sup>。また、建物

(注2) 司法研修所編「問題研究 要件事実」62頁、同「紛争類型別の要件事実」45頁イ参照。なお、要件事実の時的要素につき司法研修所「民事訴訟における要件事実 第1巻」第1部六、2参照。

(注3) 津地裁伊勢支部所蔵の明治10年12月25日付け三重県令発行の地券には「名古屋裁判所々用、山田区裁判所敷地、官用地」「此坪1326坪7合8夕」「右地所検査之上相渡置候也」などと記載されている由である(裁判所時報1064号10頁参照)。

であれば同様にその建築による原始取得まで遡る。そこで、このような訴訟上の不経済を解消するために、権利の現在、または過去（もと）の帰属（所在）について相手方の「認める」旨の陳述を自白として扱い、その時点より遡った権利移転経過の主張立証を不要としたのであった。一つの法技術であり、この権利に関する自白を、事実に関する自白と区別して、とくに「権利自白」という。「もと所有」は、相手方からこの権利自白を得るために導き出された要件事実であるといつてよい。

もと所有は、上記のとおり権利主張であり事実そのものではないが、自白が認められれば、裁判所を拘束し（民訴179）、これと異なる証拠資料が提出されても、裁判所はこの自白と異なる認定とすることができないことは、いうまでもない。結局、本件において、Xは、甲土地につき、YがXの現所有を争う以上、Yの権利自白が成立するところまで主張を遡らせればよいということを繰り返し説き、徹底させている。

2 「もと」であるから、文字どおり「過去に」の意味であるが、それが過去の何時の時点を指すかは事案によって異なる。本件についていえば、「A-X売買契約当時」に「A所有」と解してよいであろう。なお、「もと所有」の理論は現在さらに進化しつつあるように思われるが、あまり細かくなりすぎると、整理された要件事実を一読しても、さっぱり事案のイメージが湧かないことがあるので要注意である。

## 第5 否認と抗弁

1 主張整理の作業において、相手方の主張事実に対する認否の確認作業をおろそかにしてはならない。地味な作業ではあるが、これを正確に把握しておかないと、否認と抗弁の区別がいつまでたってもつかず、混乱してしまう。前項で自白を扱ったが、その対極に位置する否認、すなわち相手方の主張事実を否定する陳述は、その効果として、相手方に要件事実の立証の必要を生じさせる。前述のとおり、民訴規則79条3項は「準備書

面において相手方の主張する事実を否認する場合には、その理由を記載しなければならない。」と規定して、審理の充実を図っているが、その「理由」の内容そのものは、あくまでも相手方の主張と両立しない事実を敷衍するものであるから、否認する側に証明責任があるわけではない。これを「理由付き否認」という。ここで理由付き否認と、次に述べる抗弁との違いをしっかりと指導する必要がある。

2 さて、抗弁は、いうまでもなく、請求原因と両立する事実であって、請求原因によって発生すべき法律効果の発生障害、発生した権利の行使阻止、発生した権利の消滅などの法律効果を生ずる要件事実である。ここで、訴訟の相手方が、請求原因を否認した上で（非両立）、それにもかかわらず請求原因と「両立しうる」抗弁を主張する意味ないし必要性は、至極当たり前のことのようにであるが、誤解のないよう念押ししておく必要があろう。すなわち、相手方としては、否認（非両立）した後で、その事実に関して主張する抗弁（両立）は、予備的主張、すなわち、「その否認の対象となった事実について相手方の証明が成功した場合」に初めて判断を求める趣旨の予備的主張であることが黙示的に主張されていること、を理解させる必要がある。

3 私は、やや無謀にも、ある特定の請求権 K（これに対応する請求の趣旨を加えてもよい）に対する請求原因（Kg）、抗弁（E）、再抗弁（R）、再々抗弁（D）などの効果なり効き目の有無が目で見えて検知できる装置を作れないか常々考えていた。そこで先の B 君と一緒に考えたのが次の装置である。用意するものは、いくつかの豆電球とコイル、それに切り替え用スイッチである。まず、ソケットに納まった豆電球は白色と赤色の2色に分けられる。3個の白色豆電球の表面に順次、請求権（請求の趣旨）Kランプ、請求原因1番ランプ、再抗弁3番ランプとそれぞれ表示され、2個の赤色豆電球には順次、抗弁2番ランプ、再々抗弁4番ランプと表示される。そして、電源に繋がる以上5個のランプがKランプを先頭に番号

順に目の字の形に並列し、それぞれ個別に前記切り替えスイッチに接続される。スイッチが操作されて1番ランプが点灯したときは、白色のKランプも点灯する。これは請求認容の表示である。次にスイッチを操作して2番の赤ランプが点灯したときは、1番ランプが消え、Kランプも消える。抗弁が採用された結果、請求棄却となった表示である。以下同様の操作をして、3番ランプが点灯したときは2番ランプが消えてKランプが点灯する。再び請求認容の表示である。しかし、4番の赤ランプが点灯したときは、3番ランプが消え、Kランプも消える。再々抗弁が採用されて請求棄却となった表示である。これが要件事実自動選別器の構想であるが、果たしてB君がこれによって抗弁などの反対事実の働きについて理解が深まったかどうかは定かでない。

## 第6 再抗弁か予備的請求原因か

1 本項のテーマは、前項の否認と抗弁の応用編であり、末尾別紙資料の課題の設問7（設問1から順次解いていくと要件事実の復習になるように配列してある）に対応する。院生にとって、ある主張事実が再抗弁か予備的請求原因かは、なやましい問題であるようである。具体例の素材は、別紙資料のX・Yの各言い分3で見ることができる。

Xの言い分3を抽出すると、

「仮に、Aに、Xとの土地売買契約当時、Y主張のような錯誤があったとしても、Xは、上記のとおり、Aとの間で甲土地の売買契約を締結し、所有権を取得したものと信じ、遅くとも本件建物が完成した平成8年7月10日から同土地を占有し、建物の敷地として10年間善意、平穩、公然、かつ無過失で占有してきたから、Xは甲土地を時効取得した。ここに時効を援用する。」とある。

この事実が再抗弁か、新たな請求原因かであるが、意外にも予備的請求原因と構成する者が少なかったのは驚きであった。いうまでもなく、再抗

弁とは、抗弁事実と両立し、かつ抗弁によって生ずる法律効果の発生障害、行使阻止または消滅の法律効果を生じさせる要件事実である。

2 さて、このケースの訴訟物および請求原因の要点は、すでに述べた。Yの抗弁の一つは、Yが民法177条の第三者であり、Xに登記なければ対抗できない旨の対抗要件の抗弁である。具体的には、「A・Y間の甲土地の売買契約とXが対抗要件を具備するまでXの所有権の取得を認めない。」旨の主張である<sup>(注4)</sup>。これに対するXの再抗弁は、Yの背信的悪意者の主張である。ところが、院生は、上記言い分の取得時効の主張の処理に困り、苦し紛れかこれを前記対抗要件（又は他にAの錯誤）の抗弁の再抗弁に仕立てようとするのである。取得時効の主張が、果たして再抗弁として抗弁排斥の効力を有するか否かの吟味が全く不十分なのである。

3 何故このような誤りをおかすのかを考えてみると、設問7の問題文に「設問1の訴訟物を前提とした上で主張の整理をすること」を求めているので、これを誤解して、訴訟物でなく請求原因を同一とするものと誤って捉え、設問2以下の同ルートで整理することを求められているとして、再抗弁の構成にこだわったかも知れない。しかし、同一訴訟物（例えば物権的請求権）でも、その所有権の取得につき、Xの言い分1で主張されているA・X売買のような承継取得のほかにも、当然のことながら、Xの言い分3の時効取得のような原始取得、又は相続のような包括承継の場合など、多種多様なものがあるのであって、これらの新構成に転換する柔軟な発想が必要になってくる。結局、Xの言い分3は、取得時効の予備的請求原因なのである。

ともあれ、院生らには、言い分欄の最後尾に現れた主張であっても、請求原因の素材が含まれていることがあり、末尾であるからといって油断してはならないと注意を促している。

---

(注4) 前掲司法研修所編「問題研究 要件事実」79頁以下参照。

## 第7 結語

1 初学者が短期間に一気に要件事実をマスターすることは、困難であることはいうまでもない。われわれは、焦らず、彼らが理論の一つ一つを確実に身につけるよう、温かく見守っていく必要がある。しかし、教場での彼らの発言やレポートの記載のあいまいな点は見逃さず、その場、その場で指摘してやらないと折角の矯正のチャンスが失われかねない。教場において、院生同士の相互間の指摘を期待するのは、率直のところ現状では難しい。なお、矯正後の結果の確認も当然に伴う。これはどの教科でも共通かもしれないが。

2 以上、私の要件事実教育に関する考えの一端を述べたが、未だ考察の僅かな一部に過ぎず、雑感にとどまった感もある。今後さらに研究を重ねたいと考える。

## 別紙資料

### 登記請求事件の言い分と設問

以下のX、Yの言い分を読んで、後記設問に答えなさい。なお、各言い分は平成20年1月の時点のものとする。

#### (Xの言い分—その1)

1 都心に住む文筆家のXは、平成8年4月ころ、新たに仕事場を設けるため土地を探し求めるうち、眺望の良い甲土地(面積330平方メートル)が気に入った。そこで、同年5月10日、現地に赴き、所有者Aとの間で売買代金1000万円とする契約を締結してこれを買受け、早速同年7月10日、X所有の建物1棟(以下「本件建物」という。)を完成させ、所有権保存登記を了して、遅くもこの時点から本件土地の占有を始めた。

2 Xは本件建物の完成直後からここに滞在して文筆活動に励むとともに、周辺の自然に親しみながら癒しのときを過ごし、あまつさえ、ここで

ものした作品「青のささやき」は念願の文学大賞を獲得するにいたった。

3 ところが、平成18年9月10日、Xは、Yから、このたびAから甲土地を買い受けて所有権を取得したから、同土地上にある本件建物を撤去するようにと要求された。Yの話しでは、Yは同年6月10日、甲土地を1300万円で購入したが、当時登記簿上の所有権名義人はAであり、この土地が売却済みであることは全く聞いていないということであった。Yは、現地を調査したとき、本件建物が建っていることは分かったが、自分がAから所有権移転登記を経由した以上、Xの占有は不法占有になるというのである。

4 登記簿謄本を見てみると、Yの言うとおりの、平成18年6月10日付けで甲土地につき売買を原因としてAからYへの所有権移転登記が經由されていた。

5 Xがさらに調査したところ、Xから登記手続を依頼された者が誤って隣地のA所有にかかる乙土地をX名義に移し、甲土地の名義はAのままであったことが分かった。

6 そこでXは、Aを問い詰めたところ、YにだまされてYに売ってしまったことを告白した。Aがいうには、YからA・X間の契約は無効であり、そのことはXも承知しているなどと嘘の事実を告げられ、軽率にもそれを信じて売ってしまった。その後のことは私には分からない、となんとも無責任な話しであった。

7 Xは、今回、Yの明渡し要求を拒絶するとともに、Yに対し、甲土地につき抹消に代わる所有権移転登記手続を求めて訴えを提起したいと考えている。

(Yの言い分—その1)

1 私はAとX間の甲土地の売買の事実を知らず、登記を見てAの所有と信じていた。したがって、AとX間の売買の事実を認めるわけにはい



かない。強いていえば知らないと答える外ない。

2 私がAと平成18年6月10日、甲土地の売買契約を締結したこと、代金を1300万円と定めたことは、Xの言い分のおりである。それゆえ、私としては、Xが甲土地の所有権移転登記をするまで所有者と認めるわけにはいかないことは、勿論である。

3 なお、Aの話しによると、AはXに平成8年5月10日、本来は乙土地を売却するつもりでいたところ、契約書に誤って乙土地ではなく甲土地と書いてしまったもので、真実甲土地を売却する内心の意思はなく、売買の目的物につき契約の重要な部分に錯誤があったとのことである。そうであるならば、甲土地の売買は無効であり、XがYに対し所有権を主張するいわれは全くない。自分に所有権が有るなど、いい加減な出鱈目はほどほどにして欲しいものである。

(Xの言い分—その2)

1 Yの言い分中、Aに売買の目的物につき甲土地と乙土地とを誤った錯誤があったとの事実を否認する。AもXもともに現地に臨んで契約しているから間違いはない。乙土地は甲土地とは5メートルも低い所にある土地で、本契約で甲土地と乙土地とを誤認したというのであればAに重大な過失がある。のみならず、契約の当事者でないYが他人間の契約の錯誤無効を言うのは筋違いで、失当である。

2 AとYが甲土地を平成18年6月10日売買したことは他人間のことで知らない。なお、その後調べたところ、AからYへの所有権移転登記手続は、A作成名義の偽造の委任状によってなされた違法な登記であったことが判明した。よって、Yの登記は無効であり、Yは所有権の取得をもってXに対抗することはできない。

3 さらに、その後の調査で、平成8年5月のAとX間の土地売買を仲介した業者Dが、実はYの実弟で、当初の買主Xへ甲土地の所有権移

転登記手続が未了である旨の情報をYにもたらし買い取らせたことが明らかとなった。このような場合、XはYに対し登記がなくても所有権の取得をもって対抗することができるはずである。

(Yの言い分—その2)

Xに言い分—その2の事実は、いずれも否認する。前記仲介業者は、Bの実弟ではなく、Bの妻の弟である。

(Xの言い分—その3)

仮に、Aに、Xとの土地売買契約当時、Y主張のような錯誤があったとしても、Xは、上記のとおり、Aとの間で甲土地の売買契約を締結し、所有権を取得したものと信じ、遅くとも本件建物が完成した平成8年7月10日から同土地を占有し、建物の敷地として10年間善意、平穩、公然、かつ無過失で占有してきたから、Xは甲土地を時効取得した。ここに時効を援用する。

(Yの言い分—その3)

1 Xの言い分—その3の事実は否認する。のみならず、甲土地についてAとの売買によりその所有権を取得したというXが、自己の物について更に所有権の時効取得を主張するのは、民法162条の規定の文言に反し失当である。

2 仮に、取得時効が成立したとしても、Xは登記がないからYに対しては、やはり対抗することができない。したがって、本訴請求はいずれにしても請求棄却を免れない。

設問1 「訴訟物」の一般的な定義を簡潔に記し、Xの言い分—その1(以下単に「言い分1」という。以下同じ。)に基づいて、XがYに

対し訴えを提起する場合の訴訟物は何かを示し、かつ「請求の趣旨」（本件不動産の特定のための表示は甲土地でよい。）を記載しなさい。

設問2 「請求原因」の一般的な定義を簡潔に記し、Xの言い分1とYの言い分1に基づいて本件の請求原因（要件事実）とそれに対するYの認否を記載しなさい。（場合により、そのように整理したコメントを付記するのが相当。以下同じ。）

設問3 設問2のYの認否のうち「権利自白」の意味を簡潔に記し、併せて「否認する。」「知らない。」「認める。」の陳述の訴訟法上の効果の違いを説明しなさい。

設問4 「抗弁」の一般的な定義を、否認と対比しつつ簡潔に記し、Yの言い分1とXの言い分2に基づいて上記設問2の請求原因に対する抗弁事実（複数）と、それに対するXの認否を記載し、併せて抗弁事実がノンリケット（真偽不明）の場合その事実についてどのような認定判断が下されるのか説明しなさい。

設問5 「再抗弁」の一般的な定義を簡潔に記し、Xの言い分2とYの言い分2に基づき本件におけるXの再抗弁事実と、Yの認否を記載しなさい。

設問6 「評価根拠事実」の定義を、間接事実と対比しつつ簡潔に記し、上記設問5の再抗弁事実中の「評価根拠事実」を指摘しなさい。

設問7 Xの言い分3とYの言い分3に基づき、設問1の訴訟物を前提とした上で、XとYの主張の整理（請求原因、抗弁、それらの認否など順次整理）をするとともに、民事訴訟実務において、このように整理をする意義、目的ないし効用（利点）を挙げなさい。

（本学法科大学院教授）